

昭毎週火、金曜日発行（但休日、當るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目

次

◆告示 要保護女子に対する治療費等の免除

土地配分計画の公表

◆公 告 畜作改善トラクター耕作事業受託規程

種畜証明書の交付

土地の公用廃止

◆正誤 告示 鳥取県身体障害者更正指導所の所生募集

昭和三十二年十月二十二日付鳥取県告示第五百二十一号中訂正

告示

鳥取県告示第二十八号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により昭和三十三年一月二十日から同年三月三十一日

まで「要保護女子に対する性病特別対策実施要領」による要保護女子に対する性病健康診断費並びに治療費を免除する。

昭和三十三年一月二十八日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県告示第二十九号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条  
第二項の規定に基いて土地配分計画を作成したので同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和三十三年一月二十八日

鳥取県知事 遠藤

茂

第一条 県は畠作改善の基盤である耕地の深耕と當農の機械化及び土層の改良を目的として、農業者又は農業者の組織する団体の委託を受けて畠作改善トラクター耕作事業（以下「事業」という。）を行う。

（定義）

第二条 この規程において事業とは、次の各号に掲げる作業をいう。

燃費改善トヨタタクト新作事業受託規程を次のようくに定め  
る。

昭和三十三年一月二十八日

畑作改善トラクター耕作事業受託規程

鳥取県知事 遠藤茂

**第三条** この規程により行う事業の対象地域は、畑作率、集団化の程度及びトラクター導入の適合度等を基準として知事が別に定める。

心土破粹耕及少運

三 畦立、石灰撒布、中耕等

第三条 この規程により行う事業の対象地域は、畑作率、集団化の程度及びトラクター導入の適合度等を基準として知事が別に定める。

## （事業実施の申請

**第一条** 県は畑作改善の基盤である耕地の深耕と當農の機械化及び土層の改良を目的として、農業者又は農業者の組織する団体の委託を受けて畑作改善トラクター耕作事業（以下「事業」という。）を行う。

第四条 農業者又は農業者の組織する団体が事業の委託をしようとするときは、畑作改善トラクター耕作事業委託申請書（別記第一号様式）を、事業実施地域を管轄する地区農業普及事務所を経由して知事に提出するものとする。

(定義)

**第二条** この規程において事業とは、次の各号に掲げる  
作業をいう。



00443

烟作改善用トモケタノ耕作事業計画

三

鳥取縣知事

昭和一年一月一日付をもつて申請した畑作改善トラクター耕作事業を変更したいので、畑作改善トラクター耕作事業受託規程第七条の規定により申請する。

第三章

卷之三

昭和年月日

申請者 氏名 住所

名

-00442

第2889号

6

第一二号様式

## 畑作改善トラクター耕作事業受託通知書

昭和  
年  
月  
日

鳥取縣知事

6

昭和 年 月 日付をもつて申請に係る畑作改善トラクター耕作事業を受託したので畑作改善トラクター耕作事業受託規程第六条の規定により通知する。

記

二六	花福	四、一〇	大榮町	花秀	三六四五
二七	栄千	二、五	淀江町	益広 九九	二〇八四五八
二八	丸川	六、一五	丹比村	日下部寿竜 一〇六五	すず
二九	徳田	九、五	倉吉市	本黒一〇〇七六	ときじ
三〇	豊光	七、一〇	岸本町	しげひさ 花秀 三六四五	二一九四四
三一	大山	一〇、二七	米子市	第五榮光 二六二八	赤崎町
三二	政春	九、二	上福原市	第六榮光 四三六一	鳥取県種畜場
三四	岩姫二	七、二〇	伯仙町	ひろみ きよだか 一五一三三七	東伯町
三四	富士栄	根雨町	米子市	二〇七三一一	千草久太郎
三四	岩姫二	五、一六	政屋	ことぶき 二二二二三三四	川北庄一
三四	富士栄	七、二〇	吾山	との一八九四五	三朝町
三四	岩姫二	五、一六	日野郡福栄村	日野郡福栄村	川北庄一
三四	岩姫二	五、一六	山崎	山崎	山崎
三四	岩姫二	五、一六	徳義	徳義	徳義

黑取典告示第三十二號

次の国有土地は、その公用を廃止する。

その公用を廢止する。

西伯郡岸本町吉長字三田市頭下五八の一先  
三一七

(関係方面は土木部管理課に保管)

番種畜證明書	名前	生年月日	产地	血	父	母	統	級	所住	所有者	所一氏名
昭三二鳥地	勝竜	三一、七、一二	船岡町	範勝	黒三二七	ながとく	二	八頭郡用瀬町	福本	正一	
一八	善	タ	六、二五	郡家町	タ	黒三三六六〇四					
一九	善	タ	六、二五	郡家町	タ	きみかめ	タ	ク	若桜町	津村	繁治
二〇	政道	タ	六、一	丹比村	タ	一六八四五	タ	ク			
二一	花岸	タ	九、一〇	国倉吉市	日下部寿竜	きくの	タ	ク			
二二	花塚	タ	九、五	倉分寺	黒三六四五	一四七五七〇	タ	ク			
別所	タ	タ	タ	花秀	タ	よしおか	タ	ク			
				八四九〇五	タ	八四九〇五	タ	ク			
				たけなか	タ	六二八三四	タ	ク	東伯郡赤崎町	高力	稔二
				きくめ	タ	きくめ	タ	ク			
				三四四七	タ	一二四三六三	タ	ク			
				五六四五	タ	さつき	タ	ク	東郷町	高塚憲次郎	
				一七五〇一四	タ	一七五〇一四	タ	ク			
				うえやま	タ	西伯郡中山町	野見邦一	ク			
				一八七八三一	タ	金平繁信	タ	ク			
農錦	初錦	タ	七、一	大栄町	花秀	タ	山根芳藏	ク			
四五五九	東郷町	タ	七、一六	大栄町	五六四五	タ		ク			
		タ	八、二	三朝町	入吉	タ		ク			
		タ	タ	三朝町	三四四七	タ		ク			
		タ	タ	東郷町	五六四五	タ		ク			
		タ	タ	高塚憲次郎	一七五〇一四	タ		ク			
		タ	タ	西伯郡中山町	金平繁信	タ		ク			
		タ	タ	山根芳藏	うえやま	タ		ク			
		タ	タ		一八七八三一	タ		ク			

鳥取県告示第三十一号

（二百九号）第四条第一項の規定により種畜証明書を交付

昭和三十三年一月二十八日

鳥取県知事 遠藤茂

七

# 公 告

00446

昭和33年1月28日 火曜日 鳥取県公報 第2889号 10

鳥取県身体障害者更生指導所所属を次の要領により募集する。

昭和三十三年一月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

昭和三十三年一月二十八日

- A 所内において行うもの
  - (1) 洋裁科（主として婦人服、子供服）
  - (2) 孔版科（膳写印刷、希望により邦文タイプライターも指導する）
  - (3) 洋裁科（主として婦人服、子供服）
  - (4) 編物科（毛糸編物、機械編）
- B 民間業者に委託して行うもの
  - (1) 自転車組立修理
  - (2) 靴製作修理
  - (3) 竹工
  - (4) 印章彫刻

一 当所の目的  
肢体不自由者を収容し、医学的、心理学的管理のもとに機能回復訓練、生活訓練、職業訓練を施して社会経済生活への参与並びに自立更生に対する基礎的陶やを行ふ。

## 二 訓練内容

- 1 機能回復訓練（治療、理学療法、運動療法）
- 2 一般教養
  - 教養、国語、数学、社会、英語、音楽、保健衛生
- 3 職能及び職業訓練
  - 一定期間の職能訓練を経て本人の志向及び社会的診断、職能検査等の総合判定の結果により、次に上げ

## 三 訓練期間

- 一箇年とする。ただし、所長が必要と認めた場合は期間考により決定する。)
- C 鳥取職業補導所に委託して行うもの
  - 木工科（ろうあ者、聴力障害者にたいし、特別選考により決定する。）

を延長することができる。

四 募集人員 三十名

## 五 応募資格

身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由者であつて次の各号に該当し、更意欲が旺盛で生活行動等が集団生活に適し、自ら進んで訓練を受けて自立をはかるうとするもの、（ただし、木工科を志望するものはろうあ者、聴力障害者にかぎる）

とすると、義務教育を修了した者、又これと同等の学力がある者、聴力障害者にかぎる）

と認められた者

3 現に内部疾患及び伝染性疾患を有していない者

六 出願手続

別記様式による入所願書に健康診断書（内部疾患その他伝染性疾患を有していないことを証明するものであることを添附し、次の期間中に市に居住するものは市役所へ、町村に居住するものは町村役場を

経て管轄の福祉事務所へ提出のこと。

00447

11 昭和33年1月28日 火曜日 鳥取県公報 第2889号

願書受付期間 二月一日から二月二十五日まで

福祉事務所が入所願書を受理したときは、鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号）第二号様式による身上調査書、食費負担能力に関する通知書を三月五日までにこれを当所へ交付のこと。

## 七 入所選考

第一次選考

書類審査

第二次選考

身体検査

2 職能判定

3 知能及び学力テスト

4 面接調査

選考期日及び場所

三月十五日ごろ鳥取、倉吉、米子の三箇所において実施するが詳細は第一次選考合格者にたいし三月十日ごろ通知する。

## 入所決定通知及び入所期日

決定通知 三月末日

入所期日 四月十日の予定

## 八 経費その他

- 1 授業料並びに実習材料費は徴収しない
- 2 実習に要する器具は貸与する。
- 3 入所生は附設の寄宿舎に入舎するものとする。  
特に所長の許可を受けたものを除く) ただし食費は徴収しない。
- 4 身の廻り品、日用品、寝具は自己負担とする。ただし、寝具については事情により貸与することがある。
- 5 入舎中の食費は実費月額約千九百円を徴収する。  
ただし生活保護法の適用を受けているもの、又これに準ずるものについては免除するものとする。

## 附記

当所には身体障害者福祉法第十一條にもとづく更生相談所及び補装具製作修理施設としての義肢工場が併設されているので入所中これらの利用について便宜がある。

## 別記様式

貴所に入所したいので次の事項を記載してお願いいたします。

一 身体障害者手帳	県第 号(昭和 年月 日交付)
二 身体障害の状況	障害名
三 入所を希望する理由	現況
四 希望する職業訓練科目	科五 退所後の計画

履歴	履歴
学歴	職歴

賞罰	昭和 年 月 日
歴	歴

氏名	本籍地
年 月 日生	居住地

鳥取県身体障害者更生指導所長 小林寿雄 殿

## 正誤

昭和三十二年十月二十二日鳥取県告示第五百二十一号中誤植があるので次のとおり訂正する。

## 貢段行誤正

四 上 七 七、三〇坪	七、四二坪
八 七、四二坪	七、三〇坪